

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]					[現 行]										
第1章～第14章 (略)					第1章～第14章 (略)										
料金表 通則 (略)					料金表 通則 (略)										
第1表～第6表 (略)					第1表～第6表 (略)										
別表1～別表7 (略)					別表1～別表7 (略)										
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者					別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者										
1 2以外のもの					1 2以外のもの										
地域		事業者名		(略)			地域		事業者名		(略)				
				通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード					通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方	(略)				(略)				南・北 アメリカ 地方	(略)					
アジア 地方	(略)				(略)				アジア 地方	(略)					
オセア ニア 地方	(略)				(略)				オセア ニア 地方	(略)					

ヨーロッパ地方	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	モーリシャス共和国	CELLPLUS MOBILE COMMUNICATIONS LTD	△ 6	二	△ A △ ● △ ★	△
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

附 則 (令和2年2月21日経企第2916号)
この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

ヨーロッパ地方	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	モーリシャス共和国					
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年3月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第14章（略）

料金表
通則（略）

第1表～第7表（略）

別表1～別表8（略）

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方		(略)			
アジア 地方		(略)			
オセア ニア 地方		(略)			

第1章～第14章（略）

料金表
通則（略）

第1表～第7表（略）

別表1～別表8（略）

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方		(略)			
アジア 地方		(略)			
オセア ニア 地方		(略)			

ヨーロッパ地方	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	モーリシャス共和国	CELLPLUS MOBILE COMMUNICATIONS LTD	△ 6	二	△ A △ ● △ ★	△
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (令和2年2月21日経企第2916号)
この改正規定は、令和2年3月1日から実施します。

ヨーロッパ地方	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	モーリシャス共和国					
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和2年3月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																										
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、<u>株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3-21種契約</td> <td>株式会社上田ケーブルビジョン</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、 <u>株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社</u>	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)	第3-21種契約	株式会社上田ケーブルビジョン	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク又は株式会社KCN京都</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク又は株式会社KCN京都	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)
種 別	事 業 者 名																										
1～4 (略)	(略)																										
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、 <u>株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社</u>																										
6～31 (略)	(略)																										
種 別	事 業 者 名																										
(略)	(略)																										
第3-21種契約	株式会社上田ケーブルビジョン																										
種 別	事 業 者 名																										
1～4 (略)	(略)																										
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAI ケーブルネットワーク又は株式会社KCN京都																										
6～31 (略)	(略)																										
種 別	事 業 者 名																										
(略)	(略)																										

第3-22 種契約

鹿沼ケーブルテレビ株式会社

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (令和2年2月21日経企第2916号)
この改正規定は令和2年3月1日から実施します。

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)